

IOSCO OTC レバレッジ商品に係るリテール投資家保護のための 手段についての市中協議

本日、証券監督者国際機構 (IOSCO) は、IOSCO メンバーがリテール投資家に対する OTC レバレッジ商品の提供及び販売から生じるリスクへの対処について検討する際の手段を提案した市中協議書を公表した。

リテール投資家向け OTC レバレッジ商品に係る本市中協議書では、OTC レバレッジ商品の提供を受けるリテール投資家の保護の強化を目的とした規制上の様々なアプローチを特定し、市場仲介業者によるローリングスポット FX 契約、CFD 及びバイナリーオプションの提供及び販売に関して記載されている。なお、多くの IOSCO メンバーの法域において、市場仲介業者はこれらの商品のマーケティングや販売を行っている。

リテール投資家は OTC レバレッジ商品を用いて短期的な投機をしている。それら商品は店頭で取引されており、価格、決済や取引状況は標準化されていない。また、一般的に、オンライン取引プラットフォームや、しばし誤解を招き得るマーケティングキャンペーンを通して提供されている。これらの複雑な商品に投資しているリテール投資家の大多数が損失を被っていることを示す調査結果もある。

本市中協議書内で、OTC レバレッジ商品の特性やリスクについて投資家に更に知ってもらい、違法なクロスボーダー取引に対しより有効に対処するために、IOSCO は IOSCO メンバーに対して OTC レバレッジ商品を提供している登録業者の慣行を改善することを奨励している。

IOSCO は本市中協議書内で以下手法を提案し、各規制をどのように適用すべきかについて規制当局にガイダンスを提供している。

- ・ 国内かクロスボーダーかに関わらず、リテール投資家に OTC レバレッジ商品を販売するすべての業者への登録制
- ・ レバレッジ規制や最低証拠金規制
- ・ 初期投資以上の損失が生じた投資家のリスクへの対応手段

- ・ 商品に係るコストや手数料に係る開示を強化する手段
- ・ 商品のリスクに係る開示を改善する手段
- ・ 商品価格や取引実施状況に係る適切性を向上させるための規制
- ・ 不適切な販売のリスクへの対応として、商品の販売、配分及びマーケティングを制限する手段

本市中協議書は、リテール投資家の保護を目的として IOSCO で現在進行中の取組みの一部である。2016 年 12 月、IOSCO は、リテール投資家向け店頭市場における主要なリスク、実態及び参加者について、「リテール OTC レバレッジ商品」と題した実態調査の報告書を公表した。今回の市中協議は、IOSCO のより広義なマンドートの一部であり、そのマンドートでは OTC レバレッジ商品や業者に係る投資家教育や、無登録業者によるリスクに対処するためのエンフォースメントアプローチなどに係る提案手法やガイダンスをも含むこととしている。

IOSCO は、本市中協議書内のツールや手段に係るコメントを求めている。市中協議後、IOSCO は最終報告書を準備する予定である。そのため、本市中協議書へのコメントは、2018 年 3 月 27 日までに提出されたい。

(以 上)